

入札金額の積算内訳書等の提出の取扱いについて

(平成18年12月28日管理者決裁)

(趣旨)

第1条 入札参加業者の真摯な見積りを促し、もって業者の積算能力の向上に資するため、また、適正な施工が見込めないような著しく低価格な受注や談合防止の観点などから、入札参加者全員から入札金額の積算内訳書等の提出を求める。

(積算内訳書等の持参義務)

第2条 入札参加者は、経営管理課発注に係る工事及び工事に係る業務委託の全ての入札において、初度入札時に、初度入札金額に対応した積算内訳書を持参しなければならない。

2 前項に掲げる積算内訳書は、閲覧又は配付設計図書の中の「本工事費内訳書」又は「総括内訳書」と同一様式に、見積り金額を各項目部分に、会社名と工事名(業務名)を余白部分に、それぞれ記入したもの等とする。

3 第1項に掲げるほか、予定価格が500万円以上の工事の入札において、入札参加者は、仙台市市立病院競争入札実施要綱(平成18年12月28日管理者決裁)第11条第3項、同条第4項及び第13条第2項に定める工事費構成費目内訳書を持参しなければならない。

(積算内訳書等の提出)

第3条 仙台市市立病院契約事務に関する審査委員会規程(平成18年仙台市病院規程第21号。以下「審査委員会規程」という。)第2条第10号及び第12号の規定により、審査委員会規程第1条に掲げる契約事務委員会が審議する予定価格が1,000万円以上の指名競争入札に付する工事の入札において、入札参加者は、初度入札の前に、初度入札金額に対応した積算内訳書及び工事費構成費目内訳書を提出しなければならない。

2 前項に規定する積算内訳書及び工事費構成費目内訳書の提出が無い場合は、当該入札参加者は入札に参加することができない。

3 予定価格が500万円以上1,000万円未満の工事の入札において、失格基準取扱要綱(平成19年4月1日管理者決裁)第4条第1項に規定する総額判断基準価格を下回る入札があった場合、入札執行者は、当該総額判断基準価格を下回った者から、積算内訳書及び工事費構成費目内訳書の提出を求めるものとする。

4 前項に規定する積算内訳書及び工事費構成費目内訳書の提出が無い場合は、当該入札を無効とする。

5 入札執行者は第3項に掲げる入札のほか、無作為に抽出した入札につき、積算内訳書の提出を求めるものとする。

6 前項のうち無作為に抽出した案件について積算内訳書の提出が無い場合は、当該入札参加者は入札には通常どおり参加することができる。また、積算内訳書の内容が不備な者についても同様の取扱いとする。ただし、当該未提出等の事実については、以後の指名業者の選定に当たり、業者の評価として考慮するものとする。

(委任)

第4条 この取扱いに定めるもののほか、この取扱いの実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この取扱いは、平成19年1月1日から実施する。

附 則(平成19年8月14日改正)

(実施期日)

- 1 この取扱いは、平成19年8月15日から実施する。
(経過措置)
- 2 改正後の「入札金額の積算内訳書の提出の取扱いについて」は、平成19年8月17日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。
附 則 (平成20年3月1日改正)
(実施期日)
- 1 この改正は、平成20年3月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 改正後の「入札金額の積算内訳書の提出の取扱いについて」は、平成20年3月1日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。
附 則 (平成21年4月1日改正)
(実施期日)
- 1 この改正は、平成21年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 改正後の「入札金額の積算内訳書の提出の取扱いについて」は、平成21年4月1日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。
附 則 (平成23年3月31日改正)
(実施期日)
- 1 この改正は、平成23年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 改正後の「入札金額の積算内訳書等の提出の取扱いについて」は、平成23年4月1日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。